第十一条の次に次の二条を加える。

（承認申請書の提出の経由）

第十二条　労働金庫（一の都道府県の区域を超えない区域を地区とする労働金庫に限る。）は、この命令の規定による承認申請書を金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出するときは、当該労働金庫の地区の属する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

（標準処理期間）

第十三条　金融庁長官等及び厚生労働大臣は、この命令の規定による承認に関する申請がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附則第二項中「を含む」の下に「。以下同じ」を加え、同項の次に次の一項を加える。

（東日本大震災に伴う対応措置等に関する説明書類の作成及び行政庁への報告に係る特例）

3　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により法第七条第一項の規定による説明書類の作成若しくは法第八条第一項の規定による報告に支障が生じ、又は法第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による申込みをした中小企業者（法第四条第一項に規定する中小企業者をいう。）若しくは住宅資金借入者（法第二条第三項に規定する住宅資金借入者をいう。）と連絡を取ることが困難である場合には、別紙様式第一号第5及び第6記載上の注意2並びに別紙様式第二号第5及び第6記載上の注意2中「記載すること。」とあるのは「記載すること。ただし、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。この記載上の注意9において同じ。）により、別表の各欄を記載するために必要な書類の滅失その他やむを得ない理由のため、累積額及び累積件数の把握が困難な場合には、可能な範囲で記載することができる。この場合には、その旨及びその理由を注記すること。」と、別紙様式第一号第5及び第6記載上の注意9並びに別紙様式第二号第5及び第6記載上の注意9中「除く。」とあるのは「除く。また、債務者から貸付けの条件の変更等の申込みを受け付けた後、東日本大震災により、債務者と連絡を取ることが困難である場合その他やむを得ない理由のため、貸付けの条件の変更等の審査について、追加的な期間が必要となる場合においては、その旨並びにその額及び件数を注記の上、当該債務者に係るものを除くことができる。」とする。

（労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部を改正する命令の一部改正）

第二条　労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部を改正する命令（平成二十三年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3　前項の規定にかかわらず、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により、同項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十三年四月一日前の各期間に係る法第七条第一項の規定による説明書類の作成又は法第八条第一項の規定による報告（以下この項において「平成二十三年四月一日前の各期間に係る説明書類の作成又は報告」という。）を行うことに支障が生じた金庫（法第二条第一項第四号及び第七号に掲げる者をいう。）は、この命令による改正後の労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令別紙様式第一号又は第二号の例により平成二十三年四月一日前の各期間に係る説明書類の作成又は報告をすることができる。この場合においては、その理由をこれらの様式に注記しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の際現に東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により平成二十三年四月一日前の各期間に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下この項において「法」という。）第七条第一項に規定する説明書類（同条第二項の規定により作成される電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。）を含む。）の縦覧を開始していない金庫（法第二条第一項第四号及び第七号に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）又は当該各期間に係る法第八条第一項の規定による報告を行っていない金庫は、この命令の施行の日から同年六月三十日までの間は、それぞれ第一条の規定による改正後の労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令第七条第三項又は第十条第三項の規定による承認を受けたものとみなす。

○内閣府・農林水産省令第三号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

内閣総理大臣　菅　直人

農林水産大臣　鹿野　道彦

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令等の一部を改正する命令

（農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部改正）

第一条　農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令（平成二十一年内閣府・農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「を含む」の下に「。次項において「縦覧書類」という」を加え、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　農水産業協同組合は、やむを得ない理由により前項に規定する期日までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ行政庁（法第二条第一項第八号に掲げる農水産業協同組合（都道府県の区域を超える区域であって地方農政局の管轄区域を超えない区域を地区とするものに限る。）及び同項第九号に掲げる農水産業協同組合（都道府県の区域を超える区域であって地方農政局の管轄区域を超えない区域又は都道府県の区域を地区とするものに限る。）については当該農水産業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）及び当該農水産業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長、同項第八号及び第九号に掲げる農水産業協同組合（地方農政局の管轄区域を超える区域を地区とするものに限る。）、同項第十号及び第十二号に掲げる農水産業協同組合（都道府県の区域を超える区域を地区とするものに限る。）、同項第十一号及び第十三号に掲げる農水産業協同組合（都道府県の区域を超える区域又は都道府県の区域を地区とするものに限る。）並びに同項第十四号に掲げる農水産業協同組合については金融庁長官（金融庁長官の指定する農水産業協同組合以外の農水産業協同組合にあっては、当該農水産業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）及び農林水産大臣、その他の同項第八号から第十三号までに掲げる農水産業協同組合については都道府県知事をいう。以下同じ。）の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。